平成２９年（フ）第２６号
福岡県築上郡吉富町大字広津771番地１　エヴァーグリーン和井田　Ａ
債務者　山下　真慶
１　決定年月日時　平成29年６月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
福岡県京都郡苅田町若久町３丁目８－２若久寮Ａ－35、住民票上の住所宮崎市佐土原町上田島1144番地43
債務者　長友　健一
１　決定年月日時　平成29年６月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
川崎市麻生区千代ケ丘１丁目12番地42　パールハイム千代ヶ丘　101
債務者　亀井美奈子
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
さいたま市南区文蔵３丁目26番10号　サンスモール202
債務者　佐藤　育夫
１　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５０９号
さいたま市見沼区東大宮５丁目47番地５　テラスタカシヤ３号、旧住所埼玉県和光市下新倉１丁目４番28号
債務者　庭山登美子
１　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５３７号
埼玉県朝霞市溝沼２丁目２番18号　ペアーパレス205号
債務者　加藤小百合（旧姓松岡）
１　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５５４号
さいたま市大宮区三橋３丁目141番地１　サンフラット三橋101
債務者　片倉　美紀
１　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３１２号
埼玉県草加市長栄３丁目17番地６
債務者　前田　雅吏
１　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１９９号
埼玉県川越市大字南田島450番地
債務者　高橋　一成
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２６１号
埼玉県狭山市大字水野1280番地の51
債務者　濱守　龍児
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１７３号
相模原市南区大野台３丁目15番64号
債務者　木内　繁治
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１８８号
相模原市中央区千代田４丁目８番４号　スカイベルズ千代田101
債務者　功刀　　博
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２０３号
相模原市南区相模台２丁目20番33号　ヴィラ西沢205
債務者　宮崎　昭子
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２０４号
神奈川県座間市相模が丘２丁目17番７号しゃんぶるみお202号
債務者　藤澤　久春
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２０７号
相模原市中央区千代田７丁目12番17号　ファミリーガーデン103
債務者　川合いずみ（旧姓大山）
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１６０号
静岡県沼津市我入道東町134番地の１、前住所静岡県沼津市下香貫柿原2864番地の１　シオン307
債務者　平柳　崇志
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４１４８号
東京都江東区扇橋３丁目20―13―307
債務者　安藤　夕里
１　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部